

《**児童が学校にいる時に東日本大震災規模の地震発生の場合**》

(原則として**震度5弱以上**)

- ①全ての活動を中止し、安全を確保したのち、校庭に避難させます。  
(地震発生時の校庭の状況を見て教室にとどまる場合や、体育館に避難する場合があります。)
- ②避難後、直ちに保護者への引き渡しを開始します。
  - ・保護者の方は、災害情報などから**震度5弱以上**を確認し次第学校へ引き取りに来てください。
  - ・メールなどの通信手段が遮断される場合がありますので、学校からの連絡がなくとも来校してください。
  - ・引き渡し名簿に沿って引き渡しをします。名簿に載っていない方への引き渡しはできませんので、引き取り者に変更があった場合はその都度担任に連絡してください。
  - ・児童は、引き取り者が引き取りに来るまで学校で待機します。
  - ・午前中であっても給食調理等を中止し、引き渡しを実施します。
  - ・引き渡しに時間がかかる際には、PTAより全校分の非常用食料の用意がありますので使用します。
- ③学校からの連絡は、以下の方法で行います。
  - ・**スキットメール** (**※全ご家庭の登録をお願いします。**)
  - ・**ホームページ** (「お気に入り」に登録下さい)

《**児童の登下校中に震度5弱以上の地震が発生した場合**》

登下校中の児童は状況に応じて、学校へ向かうか、自宅へ向かうか判断することになります。学校にそのまま登校したり、学校に戻ったりした児童については、学校で待機し引き渡しを行います。

ご家庭におきましては、普段からご自宅、通学路での身の守り方(倒れてこない、落ちてこないところで頭を守り身をかがめる)、どこへ避難する等お子さんと話し合っておくようにしてください。

《**その他**》

- ・**地震以外にも豪雨による洪水等の大規模自然災害発生時や、不審者等による緊急避難等、児童の安全確保が難しい場合に保護者への引き渡しを行います。**  
(状況によっては教師引率のもと下校時刻を変更し、集団下校する場合があります。その際もメールでお知らせします。)
- ・地震や台風・豪雨等により、登校時にお子さんの安全が確保できなにご家庭で判断された場合は学校からの連絡の有無にかかわらず状況が落ち着くまで登校を見合わせてください。  
**※遅刻・欠席扱いにはなりません。**
- ・本校は大地震等災害時の避難所に指定されていますが、洪水時は浸水想定区域となっているため、避難所となりません。(洪水時、児童の引き渡しが間に合わないときは児童を校舎内の3・4階に避難させます。)  
参考：江戸川の氾濫など洪水時における一時避難施設として、学区内では  
ヤオコー南流山店、ホームセンターコーナン南流山店が協定民間施設となっています。
- ・本文書はご自宅に掲示するなどして、いざという時に確認できるようにしてください。